

～介護保険サービス利用が令和8年10月から変わります～

まずは

短期集中予防サービスにチャレンジ！

大牟田市は、短期集中予防サービスを令和8年10月より開始します。これに伴い、介護認定申請の流れが同サービスを中心とした体系に変わります。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、介護が必要になる前の早い段階で、生活機能の改善や介護予防に取り組んでいただき、「元の生活に戻る」ことを目指すものです。



**介護認定が必要とみなされる方は
従来通り申請できます**

現行

相談 → 介護認定申請 → 介護サービス

令和8年10月から

介護認定申請

相談 → 短期集中予防サービス → 元の生活 → 介護サービス

対象は要支援1・2の方等

短期集中予防サービスのイメージ(自己負担はかかりません)

介護相談を受けて…

訪問



専門職が生活上の困りごとや目標を整理

12回(約3か月)行います

通所・面談



目標達成・生活機能改善に向けた提案と振り返り

くりかえす

自宅で実践



目標に向かって、通所しない日も実践

3か月後…

元の生活



お問合せ (市外局番 ☎0944)

□福祉課地域支援担当 ☎85-0470
□福祉課総合相談担当 ☎41-2672
(大牟田市役所本庁舎1階)

〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2-3
✉e-fukushi01@city.omuta.fukuoka.jp

※イラストは生成AIにより作成したイメージです